

2022年12月釜山旅行の必要書類

山根 俊郎

調子に乗って

釜山旅行

私は去年11月に3年ぶりにソウル旅行しました。

その勢いで12月7日～12日まで5泊6日で釜山にも旅行しました。

今回は、韓国旅行に必要な書類関係をまとめてみました。

なお、書類に記された私の旅券番号は個人情報のため消してあります。

出発時

12月7日、関空発18:50～20:20釜山到着のエアプサンBX121便でした。

搭乗2時間前に関空のエアプサンの窓口でK-E-T-A（韓国電子渡航認証）の「事前旅行許可書」（사전여행허가서）→を紙にコピーして見せてチケットを貰いました。

私は、K-E-T-AをPCで申請してメールで許可の通知を貰ったので許可書は紙にコピーしていました。

機内で

私は、韓国の検疫情報事前入力システムであるQ-CORDには入力しませんでした。

コロナ検疫については、飛行機の機内で配られるA5サイズの黄色い紙の国立検疫所長宛て「健康状態質問書」→（表は韓国語「건강상태 질문서」、裏は英語「HEALTH DECLARATION FORM」・漢字簡体「健康状态调查表」）に記入することでOKでした。

その紙を金海空港に到着後、通路に設営された検疫コーナー（机数台に職員数名配置）に提出しました。

係員の女性はだまって受け取ってくれました。

사전여행허가서

電子渡航認証の承認

신청번호 出願番号:22-AI-01854795

출력일자 に印刷 :2022/11/14

1. 신청자 정보 / 応募者情報

성명 氏名	山根俊郎
생년월일 生年月日 (yyyy/mm/dd)	1951-02-25
성별 섹스	M
국적 国籍	日本
여권번호 パスポート番号	
여권만료일 パスポートの有効期限 (yyyy/mm/dd)	2029/12/23

2. 허가사항 / 承認の詳細

허가번호 Approval No.	ETA-JPN-22AI01854795
허가일자 Approval Date (yyyy/mm/dd)	2022/11/14
유효기간 有効期限 (yyyy/mm/dd)	2024/11/12
비고 備考	-

多分、Q-CORDの確認もここで行うようです。

■ 검역법 시행규칙 [별지 제7호서식] (개정 2021. 3. 5.)

건강상태 질문서

(양쪽)

성명	성별	[] 남	[] 여
국적	생년월일		
여권번호	도착 연월일		
선박·항공기·열차·자동차명	좌석번호		
한국 내 주소(※ 세부주소까지 상세히 기재하여 주시기 바랍니다)			
휴대전화(또는 한국 내 연락처)			

최근 21일 동안 방문한 국가명을 적어 주십시오.

1)	2)	3)	4)
----	----	----	----

최근 21일 동안에 아래 증상이 있었거나 현재 있는 경우 해당란에 "√" 표시를 해 주십시오.

[] 발열	[] 오한	[] 두통	[] 인후통	[] 콧물
[] 기침	[] 호흡곤란	[] 구토	[] 복통 또는 설사	[] 발진
[] 황달	[] 의식저하	[] 점막 지속 출혈 * 눈, 코, 입 등	[] 그 밖의 증상	

위의 증상 중 해당하는 증상이 있는 경우에는 아래 항목 중 해당란에 "√" 표시를 해 주십시오.

[] 증상 관련 약 복용	[] 현지 병원 방문	[] 동물 접촉
----------------	--------------	-----------

해당 증상이 없는 경우에는 "증상 없음"란에 "√" 표시를 해 주십시오. [] 증

건강상태 질문서 작성을 기피하거나 거짓으로 작성하여 제출하는 경우 「검역법」 제12조 따라 1년 이하의 징역 또는 1천만원 이하의 벌금에 처해질 수 있습니다.

작성인은 위 건강상태 질문서를 사실대로 작성하였음을 확인합니다.

작성일	년	월	일
작성인	(서명 또는 인)		

국립검역소장 귀하

機内で「健康状態質問書」を受け取らなかった人のために用紙が机に山積みされていました。
体調の悪い人は、ここで相談するようです。

「健康状態質問書」の質問は次の通りです。

「姓名」「性別 男・女」「国籍」「生年月日」「旅券番号」「到着年月日」「船舶・航空機・列車・自動車名」「座席番号」「韓国内住所」「携帯電話」

◎最近 21 日間に訪問した国家名を書いてください。 1) 2) 3) 4)

◎最近 21 日間に下記の症状があればチェックしてください。「発熱」「悪寒」「頭痛」「のど痛」「鼻水」「咳」「呼吸困難」「嘔吐」「腹痛または下痢」「発疹」「黄疸」「意識低下」「粘膜に持続する出血（目・鼻・口など）」「それ以外の症状」
◎上記の症状で治療を受けている場合はチェックしてください。

「薬を服用」「現地の病院通院」「動物接触」

◎該当する症状がない場合は「症状なし」の欄にチェックしてください。 「症状なし」

作成日 年月日、作成人（署名または印）

「入国カード・ARRIVAL CARD」

機内では従来通り「入国カード・ARRIVAL CARD」と「税関申告書」も配られていました。

下に掲げる「入国カード・ARRIVAL CARD」は、11月のソウル旅行の時の物です。

「韓国内住所」欄は、東横イン永登浦（ヨンドウンポ）をハングルで書きました。

K-E T Aが導入されたので「入国カード・ARRIVAL CARD」は必要がないように思えますが、「今回の旅行での滞在先を把握したいため」と言訳をしているように「韓国内住所」欄をわざわざ**赤枠**で囲み強調しています。

なお、「旅券番号」の欄がなくなったようです。

この書類は入国審査の時にパスポート提示の

ARRIVAL CARD
入境卡 (外国人用) ※ Please fill out in Korean or English.
※ 请填写韩语或英语。

Family Name / 姓 YAMANE
Given Name / 名 TOSHIRO
Nationality / 国籍 日本
Date of Birth / 出生日期 1951/02/25
Occupation / 职业 无职
Address in Korea / 在韩地址 (在:) 토성인 영동포
※ 'Address in Korea' should be filled out in detail. (See the back side)
※ 必须填写'在韩地址'。(参考后面)

Purpose of visit / 入境目的
Tour 观光
Business 商务
Others 其他 ()
Visit 访问
Employment 就业
Signature / 签名 Yamane Toshiro

時に提出しました。カメラに向かって、両手の人差し指（指紋）を押して、顔写真を撮ります。

「税関申告書」

「税関申告書」＝「旅行者携帯品申告書」は、従前と同じ書式です。これも11月のソウル旅行の時の物です。質問内容は次の通りです。

「氏名」「生年月日」「旅券番号」「職業」「旅行期間」「旅行目的」「航空便名」「同伴家族数」

「韓国に入国する前に訪問した国（計 カ国）」

1. 2. 3.

「韓国での住所」「電話番号（携帯電話）」

「税関申告事項」以下の質問の該当する□に‘レ’でチェックしてください。（以下省略）

この申告書に記載したとおりである旨申告します。年月日 申告者 (署名)

荷物を持ってこの書類を税関職員に渡して外に出られます。「荷物を開け」とは言われません。

帰国時の手続き

旅行者携帯品申告書
Tax Declaration Form

氏名 山根 俊郎
生年月日 1951.02.25
職業 無職
旅行目的 旅行
旅行期間 6 日
航空便名 2C/301
同伴家族数 0 名
韓国に入国する前に訪問した国(計 カ国)
1. 2. 3.
韓国での住所 東横イン 永登浦
電話番号(携帯電話) 010-1234-5678

税関申告事項
以下質問の該当する□に‘レ’でチェックしてください。

1. 海外(国内外の免税品を含む)で取得(購入品、お土産品、贈答品を含む)した免税範囲を超えるもの(裏面1を参照) [合計額: 約]	有	無
免税範囲を超える品を自己申告される場合、関税の30%(上限15万ウォン)が軽減されます。	☐	☒
2. FTA締結国を原産地とするもので、特惠関税の適用を受けようとするもの	☐	☒
3. ドル換算で1万ドルを超える支払手段(ウォン貨、外貨など法定通貨、自己宛小切手、トラベラズチェック、その他の有価証券) [合計額: 約]	☐	☒
4. 銃砲類、刀剣類、麻薬類、国憲及び公序良俗を害するものなど韓国への持込みが禁止又は制限されているもの(裏面2を参照)	☐	☒
5. 動物、植物、肉加工品など検疫確認が必要なものまたは家畜伝染病発生国の畜産農家への訪問 ※ 畜産農家訪問者は検疫本部に申告	☐	☒
6. 販売用の品物、会社用の品物(サンプルなど)、他人から預かった物、預置または一時輸出入品	☐	☒

この申告書に記載したとおりである旨申告します。
2022年11月18日
申告者: Yamane Toshiro (署名)

12月12日、帰国の飛行機は釜山発16:30～17:55 関空到着エアプサン BX122 便でした。

搭乗2時間前にエアプサンのカウンターで「ワクチン接種証明書」(3回接種済)の提示を求められました。

私は、紙にコピーした「ワクチン接種証明書」(新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書)↓を見せてチケットを貰いました。

スマホにインストールしている「新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリ」を開いて見せても

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

名 [Name]
山根 俊郎
[YAMANE TOSHIRO]

生年月日 [Date of Birth] (YYYY-MM-DD)
1951-02-25

国籍・地域 [Nationality/Region]
JAPAN

旅券番号 [Passport Number]
[]

日本国内用・海外用
[Domestic Use in Japan / International Travel]
SMART Health Cards

海外用
[International Travel]
ICAO VDS-NC

接種回 [Dose Number]	接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccination Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造 [Lot Nu]
1	2021-07-05	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	FAT1
2	2021-07-26	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	FD8
3	2022-02-19	COVID-19 mRNA	モデルナ [Moderna]	スパイクバックス [Spikevax]	3006
4	2022-08-05	COVID-19 mRNA	ファイザー [Pfizer/BioNTech]	コミナティ [COMIRNATY]	FP9
-	-	-	-	-	-

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]
韓国領事館

良かったのですが万一、アプリが開けなかったら困るので紙にしました。(ビビりすぎ！絶対開く) 接種証明書アプリ→

また、後述する「Visit Japan Web」の「審査完了画面」(青色)の「ワクチン接種証明書」

QRコード(次ページ左側参照)を見てもOKのようです。

日本政府はこの証明書を根拠に私をコロナ陰性者とみなしてくれます。

もしも「ワクチン接種証明書」を持っていない場合は、代わりに「韓国出国前72時間以内の検査証明書(陰性)」の提示が必要なようです。

私は、「ワクチン接種証明書」(無料)を11月のソウル旅行の時に取りました。

居住する神戸市のHPを見ると「郵送申請の

場合は7～10日間を要する」とありました。

私は、旅行日が迫っていて、早く欲しかったのでスマホを使いマイナンバーカードとパスポート本人欄をスキャンして申請すると数分間待って取れました。

「ワクチン接種証明書」の記載内容は次の通りです。「名」「生年月日」「国籍」「旅券番号」

日本国内用・海外用 QRコード

「接種回」「接種年月日」「ワクチンの種類」「メーカー」「製品名」「製造番号」。

証明書発行者：兵庫県神戸市長

日本国厚生労働大臣

接種国：日本、証明書ID、証明書発行年月日

関空到着 まず検疫審査

関西空港に到着するとスマホに入れてある入国手続オンラインサービス(Visit Japan Web)の検疫手続事前登録(次ページ左側参照)が大活躍をします。

乗客の大半は韓国人であり飛行機から降りると2階通路を通り1階の検疫会場に向かいます。

11月ソウルから帰国時は真面目に関空に到着後に健康状態の質問に答えて申請したために審査完了がぎりぎり間に合い焦りました。

その経験から今回は、釜山に出発する前に日本で「健康状態は良好」と見込みで申請して「審査完了」(画面が赤色→青色)を貰いました。

電波状態が悪くオンラインでファストラック画面を見せられない場合に備えてスマホの「Files」の「お気に入り」に保存しておきました。

入国者の行列が検疫審査会場に近づく規制ロープ越しに立っている多くの係員(アルバイト?)たちからスマホの「Visit Japan Web」画面の提示を求められます。

私が水戸黄門よろしくスマホの「審査完了画面」(青色)(次ページ左側参照)を掲げて見せるとA4サイズの青色の「健康カード」(次ページ右側参照)を1枚渡してくれます。

誘導に従い私1人が行列の規制ロープをくぐり抜けだして、エレベーターに1人乗りこみ、1階に降ります。ごった返す対面聞き取り検疫審査会場をすり抜けて、次の入国審査に進みました。



パスポート	完了
質問票WEB	完了
ワクチン接種証明書 有効となる日: 2022/02/19	審査完了
出国前72時間以内の検査結果証明書	登録不要

コロナ検疫に厚生労働省は人手をかけて対応していますが、帰国者に対する入管・税関審査業務は一気に機械化を進めたようです。（終）